

## 第二十四章 国会法第三十九条ただし書の規定

による議決に関する件及び国家公務員等の任命に関する件

### 四九一 国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件の取扱いに関する例

議員を内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に任命するため、内閣から議院の議決を求められたときは、まず議院運営委員会において内閣から説明を聴取し、同委員会の決定があつた後、議院の会議において議決するのを例とする。ただし、委員会に付託したことがある。その例は次のとおりである。

第十一回国会 昭和二十六年八月十六日提出された講和全権委員の任命につき国会の議決を求めるの件は、翌十七日の議院運営委員会において委員会に付託すべき旨の決定があつたので、同日議

第二十四章 国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件  
及び国家公務員等の任命に関する件

(四九二)

五九七

長佐藤尚武君は、これを同委員会に付託した。

第十一回国会 昭和二十六年八月十八日提出された講和全権委員の任命につき国会の議決を求めるの件及び講和全権委員代理の任命につき国会の議決を求めるの件（二件）は、同日議長佐藤尚武君は、これを議院運営委員会に付託した。

なお、本件を議決したときは、即日その旨を内閣に通知する。

（注）第二十一回国会における国会法の改正（昭和三十年法律第三号）により、第三十九条ただし書中「国会の議決」は「両議院一致の議決」に改められた。

また、議員が、特派大使、政府代表、全権委員等の職に就く場合は、国会法第三十九条ただし書の規定によつて任命されていたが、第二十四回国会及び第二十八回国会における外務公務員法の改正（昭和三十一年法律第十二号及び昭和三十三年法律第六十五号）により、内閣は、同法に基づいて、それらの外務公務員を任命できることとなった。

参照 二〇七号、二八四号

## 四九二 国家公務員等の任命に関する件の取扱いに関する例

国家公務員等の任命につき内閣から同意又は承認を求められたときは、まず議院運営委員会において内閣から説明を聴取し、同委員会の決定があった後、議院の会議において議決するのを例とする。議決に際しては、議長は、議員の表決に支障を来さないように、同一委員につき又は数個の委員を通じて、一括し又は分けて採決する。本件を議決したときは、即日その旨を内閣に通知する。

国家公務員等の任命につき内閣から両議院の同意又は承認を求めるものは、次のとおりである。

人事官

国家公務員倫理審査会会長及び同委員

検査官

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員

総合科学技術・イノベーション会議議員（有識者議員）

食品安全委員会委員

原子力委員会委員長及び同委員

衆議院議員選挙区画定審議会委員

第二十四章

国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件  
及び国家公務員等の任命に関する件

（四九二）

五九九

国会等移転審議会委員

公益認定等委員会委員

再就職等監視委員会委員長及び同委員

公正取引委員会委員長及び同委員

国家公安委員会委員

個人情報保護委員会委員長及び同委員

カジノ管理委員会委員長及び同委員

証券取引等監視委員会委員長及び同委員

公認会計士・監査審査会会長及び同委員

預金保険機構理事長、同理事及び同監事

地方財政審議会委員

行政不服審査会委員

情報公開・個人情報保護審査会委員

国地方係争処理委員会委員

電気通信紛争処理委員会委員

電波監理審議会委員

公害等調整委員会委員長及び同委員

日本放送協会経営委員会委員

中央更生保護審査会委員長及び同委員

公安審査委員会委員長及び同委員

日本銀行総裁、同副総裁及び同政策委員会審議委員

労働保険審査会委員

中央社会保険医療協議会委員（公益委員）

社会保険審査会委員長及び同委員

中央労働委員会公益委員

調達価格等算定委員会委員

運輸審議会委員

土地鑑定委員会委員

運輸安全委員会委員長及び同委員

公害健康被害補償不服審査会委員

第二十四章 国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件  
及び国家公務員等の任命に関する件



## 四九三 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名の手續に関する例

中央選挙管理会委員及び同予備委員は、国会議員以外の者で参議院議員の被選挙権を有する者の中から、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣がこれを任命する。

議院の会議において委員を指名するときは、議長が発議又は議員の動議により、これを議長に一任し、議長が指名するのを例とする。この場合、議長は、あらかじめ定数五人を両議院を通じた会派の所属議員数の比率により一会派二人を限度として各会派に割り当て、これに基づき各会派から推薦された者について指名するのを例とする。

予備委員は、委員の指名と同時に、委員と同数を指名するが、その手續は、委員の指名の場合と同様とする。

なお、本院において委員及び予備委員を指名したときは、即日その旨を衆議院に通知し、衆議院において指名があつたときは、その旨本院に通知がある。両院の指名が一致したときは、衆議院議長から国会の指名があつた旨を内閣に通知し、その旨本院に通知がある。

(注) 第二百二十六回国会平成五年三月二十二日の議院運営委員会理事会において、仮議長、常任委員長、事務総長、

両院協議会協議委員、同協議委員の補欠、裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等、中央選挙管理会委員及び同予備委員の選任又は指名を議長に委任するに当たっては、その都度、議院運営委員会の決定に基づき、議長からこれを発議することができる旨の決定があつた。

参照 一一四号、二五五号

#### 四九四 政治資金適正化委員会委員の指名の手續に関する例

政治資金適正化委員会委員は、学識経験のある者の中から、国会の指名に基づいて、総務大臣がこれを任命する。政治資金適正化委員会委員の指名の例は、次のとおりである。

第百六十九回国会 平成二十年三月十九日の会議において、議長江田五月君の発議により、政治資金適正化委員会委員の指名は議長に一任することに決し、議長は、同委員五名（同年三月十日の議院運営委員会理事会の決定に基づき、弁護士一名、公認会計士一名、税理士一名並びに学者及び政治資金に精通した有識者二名の基準で人選され、同理事会で合意した者）を指名した。

以後同例がある。

なお、本院において委員を指名したときは、即日その旨を衆議院に通知し、衆議院において指名が



あつたときは、その旨本院に通知がある。両院の指名が一致したときは、衆議院議長から国会の指名があつた旨を内閣に通知し、その旨本院に通知がある。

---

## 第二十四章

国会法第三十九条ただし書の規定による議決に関する件  
及び国家公務員等の任命に関する件

(四九四)

六〇五